

2023年 8月 1日

報道関係各位

富士急行株式会社

山中湖畔県有地訴訟控訴審に関する知事記者会見について

本日、山梨県知事（以下「県知事」といいます。）が定例記者会見の中で、弊社と山梨県（以下「県」といいます。）が現在争っている債務不存在等確認訴訟控訴審（令和5年（ネ）第171号債務不存在等確認請求事件）（以下「本件訴訟」といいます。）の判決に関し、県が敗訴した場合であっても上告をしない方針を示したとの報道に接しました。

本件訴訟の判決につきましては、これから裁判所の判断を待ちたいと考えておりますが、弊社としては、第一審判決を支持する判決が下されることを期待しております。

昨年12月の第一審判決では、従来の賃料算定方法が適正であったことが認められておりましたが、これまでの賃貸借契約が適法かつ有効であることが確定した場合には、これまで通り開発前の素地価格を基礎とした継続賃料という前提で賃料が算定されるべきものと理解しております。

また、県知事より言及がありました賃料交渉につきましては、本来、本件訴訟の判決が確定した後に議論されるべきものではございますが、弊社といたしましては、従来と同様、開発前の素地価格を基礎とした継続賃料を前提として交渉が行われるものと認識しております。

さらに、県知事より富士五湖自然首都圏フォーラムに弊社が参加するとの発言がございました。この点につきまして、控訴審判決を控え県側より接触があり、当該フォーラムへの参加打診があったことは事実でございますが、弊社の参加の有無や具体的内容について決定している事実はございません。

富士五湖地域の発展を図ることについては弊社の企業活動の中で強く志向しており、県のみならず関係自治体等と連携して地域の発展に寄与して参りたいとの考えから、総論としての趣旨に非議すべき点はないと考えております。しかしながら、弊社は、我々にとってかけがえのない富士山をいささかも傷つけることは許されないとのスタンスで臨んで参りたいと存じます。

弊社は、これまで通り未来志向で山中湖畔県有地にお住まいの方をはじめご関係者の皆様とともに、山中湖畔県有地の価値向上に努め、地域の発展に寄与して参りたいと存じます。

以 上

報道関係の皆様からのお問い合わせは
富士急行株式会社 社長室（広報） 0555-22-7113